

合類節用集の「遊仙窟」訓

平井秀文

本誌の、諸既述に続稿する。

ここにあげる合類節用集（延宝八年本）とは、題簽による書名であるが、内題などには、「字林拾葉」と見え、近世における文献にも、その名で引かれていることもある。

一 合類節用集の出典注記

二 卷一と卷三とから

三 卷五と卷六とから

四 卷八 言語部上

五 卷八 言語部中

六 卷八 言語部下

一

前号に述べた、同類の書言字考節用集と同じく、その語訓の出典に「遊仙窟」と明記しているものについて考える。その援用語数は実に百例を超えるが、その書の成立刊行ともに明らかに書言字考に先行するものであり、これを比べると、遊仙窟を出典と明記する語訓は、両書に共通するものは、ほぼその半数にすぎない。しかも、

合類節用集の「遊仙窟」訓

後刊の書言字考のほうが、その全援用語数もやや少なく、またその内容も少し異質で、先行書たる本資料を直接に踏襲したという感じは与えない。

近世に入つて、まもなく遊仙窟は伝写の時代ではなく刊行せられ、書言字考のときはすでに二種の刊本が世に出ていたが、この合類節用集のときには、まだ慶安（無刊記）本だけであった。元禄刊本は、その後のことである。本資料に援用明記せられた遊仙窟の語訓を見ると、明らかにこの刊本のを、ほとんどそれによつて採つたものと認められる。それらを整理し、各部門に別け、その訓による「いろは」順に所属記載したものである。

本資料は、全八巻で、二十四部門から成る。しかし、そのうち、卷二（所名部）卷四（草木部）卷七（疑字部 数量部）には、対象たる語訓の援用は全く見えず、大部分は最後の卷八（言語部上中下）に集中し、その他の巻には少数が散在するのが実情である。部門構成はこれとは少し異なっているが、書言字考においてもその最後の言辭部（卷八・九）に援用が集中していたのと、全く共通の現象であることは、すなわち、遊仙窟の語訓が古から注目せられていた

ものが、辞書としての言語部の主対象となるのは、その重要視せられていた性格を明示する。

書言字考が、同類の辞書として本資料よりも後刊でありながら、その援用例において、やや少なく、また同一語訓は過半を超えないということは、むしろ、先行書たる本資料の影響に成るものではないということ、を、わからせないように、あえて意識してのことではないか。

二

アマツタリ
天津（巻一 天地）

原文「如今寸歩阻天津」で、「天津」には左右両訓「アマノカハ、アマツタリヨ」がある。その右訓を採っている。二訓以上あるときは、そのうちの二訓を採るか、二訓ともに示していることもある。

ヨナ
夜半（巻一 時候）

「夜半驚人」の条、これも「夜半」に左右訓「ヨナカ〜ニ、ヨナ〜ニ」とあり、やはり右訓を採っている。

ユフグレ
暈黄（ ）

原訓「時ニ既ニ暈黄トユフクレナリ」の文選讀。直接に付訓はないが、その上に萬葉集の「暈闇」に「ユフグレ」の訓があり、それに同訓たることを示している。

ワラヤ
草亭（巻一 居宅）

諸文献に引かれる通訓。「遂止余於門前草亭中」の原文にあり、「草亭ノワラヤノ」という文選讀。

アユミド
長廊（ ）

原文「長廊四注」で、やはり左右訓の文選讀で、「長廊ノヤカス、アユミトノ」の右訓を採る。両訓のとき、右訓を採る例は多いが、必ずしもすべてがそうとは限らない。

ユカ
榻子（ ）

「小床也」という注があるのは、原注の一部をそのまま転記した。「文稻榻子」の原文で、これも「榻子ノミチ、ユカ」の左右訓から採り、右に準ずる。

イユキミ
主人公 夫主（巻三 人物）

相續けて記載している。原訓「少府ハ須ク主人公ト作スベシ」で、全くの傍訓。後者にあたるのは「夫主ノイエキミ」の文選讀で、原典には同じ語訓が二例ある。

ハツマコ
苗裔（ ）

「猶_レ後胤」の注があり、これも原注の転記である。「博陵王之苗裔」での文選讀で、その左訓には「ハツノハツマコ」とあり、右訓「ハツマコ」とあるを採る。音読は、編者によるか。

侍婢（マカタクヒメ）（ ）

原訓「侍婢ノヨシナトモ」を、そのまま採る。

虚俗（ワロモノ）（ ）

本稿では、既述の刊本を原典として扱おうが、そうすると、この語訓は見あたらない。何によったものか、「凡俗」ならば「向見詩篇、謂言凡俗」の他にも語例があり、「凡客」とともに「タ、ヒト」が通訓である。上の原文は、ただ醍醐寺本だけが「虚俗」となっているが、その訓「虚俗のタ、ヒト」である。真福寺本はやはり「凡俗」であるが、「タ、ヒト、ワルモノ」の両訓を記す。類聚名義抄に「凡俗」に「タ、ヒト、ワロモノ」の両訓があつて近く、さらに「凡客」に「ワロモノ」の訓が見える。刊本からは、この語訓は考えられない。源氏物語の紫明抄に、「虚俗」を遊仙窟の語訓としてあげ、「キヨシヨクノワロモノ」と記してあり、さらに、類字源語鈔にもその語訓が採られている。刊本によつたと思われる本資料に、この語訓が出てくるのは不審である。

下官（ヤツカリ）（ ）

原文にこの語訓は「ヤツカリ」とするのが、諸本通訓で、書言字柳では「ヤツカレ」とする。

侍婢（マカタクヒメ） 縁竹（エダタケ）（ ）

ともに遊仙窟として連記する。「縁」は「縁」の誤り。「侍婢」

合類節用集の「遊仙窟」訓

をこう訓するのは、「侍婢ノマカタクヒメ数人、並ニ皆獻敬トナケヒテ」の原訓にあるが、「婢」一字をそう訓する例は、いくつかある。「縁竹」のほうは、「其ノ時ニ縁竹ノマカタクヒメノコトヲ彈ク」と訓読する。いうまでもなく、これは侍婢のひとりの名であつて、別語にすぎない。

渠（ミマイトコロ）（ ）

珍しく両訓を示す。「汝也」と注があるのは、原注の一部をそのまま採つた。原文は「從渠痛不肯」のところによつたものであることは、そのすぐ下に原注が「渠、汝也、漢書曰、作吳曰渠也」とあるに明らかである。このところ「渠」には「ミマイトコロ、キミ、ヲモト」の三訓がある。「ミマイトコロ、キミ」の両訓を有つ語例は、原典には他にもある。

心吐（ハカハタ）（ ）

「カ」は「ラ」の誤訓か。その上に「腸」に「ハラハタ」の訓をつけた語例にすぐつづいている。刊本はもちろん誤っていない、「心吐ノハラハタ熱ケレハ」の原訓が正しい。

指頭（タナスヘ）（ ）

原文「十箇指頭刺人心髓」で、「タナスヘ」は左訓、「ユヒノスヘ」の右訓もある。

患瘵（シハキヤメ）（卷三 疾病）

文選読で、原訓「^{ウラハ}兒ハ近^{コソコ}来患^{コソ}蔽トシハフキヤミシ」とあるに
よる。

三

病^{ヤモメガラス} 鵲^{ウメ} (卷五 禽鳥)

原文「可惜病鵲」で、「アナニクノヤモメカラスノ」と、全くの
訓読のままである。

鳥^{ヒトカラス} 鵲^{マラフトカラス} ()

「今朝聞鳥鵲語」の条で、文選読の左右両訓「マラフトカラス、
ヒトカラス」の両訓を採る。

帔^{ウハヤホヒ} 子^コ (卷六 衣服)

「領巾袂曰^コ帔子」という注があるが、例のとおり、原注から採
る。「ウハヤホヒ」の訓は、意改か、誤刻か。刊本はもろろん諸本
「ウハヤソヒ」が通訓であり、醍醐寺本には「ウチカケ衣」と左記
する、むしろ意味を示したものであろう。

糝^{コナカキ} (卷六 飲食)

「鶉臈桂糝」で、「ワナカキ、コナカキ」の左右訓がついている
のをそのまま採る。

媚^{カンザシ} 子^コ (卷六 器財)

原文「時時媚子開」、「媚子ノカンサシ開ヌ」の訓による。

素銅鏡^{マスマミノカヰ} ()

「揚州青銅鏡」と原文にあり、「青銅鏡」を「マスマミノ鏡」と訓
読するが、「青」を「素」とするのは何によったか。書言字考がや
はり「素」に作っているのは、これによるか。諸本に異文はなく
「青」である。

鑑^{サラ} 子^{サベ} ()

「十娘忽見鴨頭鑑子」で、当該字を「サラナヘ」と訓ずるが、醍
醐寺本では「サラナベ」と濁音符を示して訓じ、古訓には「サスナ
ヘ(ハ)」などともある。

四

若^{イカバカリ} 箇^{イカニシテカ} 若^同 為^カ (卷八上 言語)

連続してあげている。前者は「若箇動君心」の原文にあたり、
「イカハカリカ君カ心ヲ動ス」と訓読する。後者は、「同」ともあ
って、両訓あることを示している。「今遣若為分」のときには「今
イカニシテカ分レシメン」と訓ずるが、「眼見若為隣」では「眼ニ見
ントキニイカハカリカヲモシロカラン」と、「若為」が訓じ分けら
れている、その両訓を示したものが。

氣^{イキ} 調^{サシ} 機^同 関^カ ()

連記の例。原文「氣調如兄」では、「氣調ノイキサシ、ソヘラヒ」の両訓があり、その右訓を示す。「機関太雅妙」では、「機関ノイキサシ」と文選読するを示す。

イカリハラダチテ
伴 瞋 ()

「伴」は「伴」を誤つたもので、原訓「十娘則斜眼トニラミ伴眼トイカリハラタチテ」とあるところを、そのままに助詞までを示している。なお、「伴瞋」の語は、「マメタチイカリテ」とも、原訓では他のところで訓ずる。

イヤメツラン
造 鑿 ()

「窮音造鑿」で、「造鑿トイヤメツランナリ」というのが通訓。これでは形容詞に訓じている。

イヒアハスル
勾 當 ()

書言字考では同語例を「イヒアハス」と、終止形を採っているが、この語訓は、原文「新婦向來専心為勾當」で、「勾當トイヒアハスルコトヲ為ス」と訓読しているところで、その連体形の部分を、そのまま採つたものであろうか。同じように考えられる例は、他にも少なくない。

イナヒハツル
不 肯 ()

原訓「イナヒハツル」を誤読して、濁音符が「ヒ」にあるべきを「ツ」に施したもので、これでは意味を成さない。

合類節用集の「遊仙窟」訓

イナフル
吝 惜 ()

音読は、私に施したのか。「終無吝惜」の原訓は、「吝惜トイナフルコト、ヨシムテ」と文選読の両訓を示す。

イサ、カナル
片 子 ()

「今留片子信」の部分で、単に「イサ、カナル」と訓読する。

ハヂシラテ、ハヂシラヘル、ハタカケタル
含 嬌、含 羞、半 面 ()

三語を連記する。「含嬌累繡縛」の部分で、「含嬌トハチシライテ」と訓ずるのをそのままの形であげた。「含羞露半臂」の部分でも、「含羞トハチシラヘルモノカラ」と訓ずる形を探り、「忽見十娘半面」の部分で、「半面トハラカクレヲ、ハタカクレタルヲ見ル」と両訓に文選読するを、意味のよくわかる左訓をそのまま示している。訓読本を、ほぼそのまま摘記した感がある。

ハナハザル
非 常 ()

原訓「險峻トサカシフシテ非常トハナハタシ」による。

ニホセ
脂 ()

すぐ下に「口脂」との注があるのは、原文「含香乱口脂」をうけたもので、原訓「口ノニホヒヲ乱ル」による。

ホ、エミテ、ホトリク
忍 笑、乍 ()

出典を示さない一語を中において、連記している。前者は、「忍

笑嫵娘返却廻」の文頭を「忍笑トホ、エミテ」と文選読したその訓読を例の如くそのまま記した。後者は両訓をあげているが、「乍出雙眉」の「乍」を「ホト〜ニ、ヨリ〜ニ」と両訓するのをうけている。

注(再) (カカゼン) ()

音説は、私につけたか。ただし、醍醐寺本では、両字にそれぞれ濁音記号をつけている。「軽輦也、一云連接、不断白」という注がついているが、これも原注を転記したもの。「在再トへ、ヤカニシテ」が原訓。

トニカクニ 衆 諸 () ()

「莫漫造衆諸」で、原訓は「トニカクニ、カタハラニ」の左右両訓をあげる。

トホ、エメル 斂 咲 () ()

「斂ニ精神ニ而咲也」の注があるのは、例によって原注から採ったもの。ただし、この訓に「ト」から含めているのは誤解をすぎての誤刻か。接続助詞までを含めて記していることはすでに述べたが、この例は珍しい。いうまでもなく、「斂咲儉殘齷」の当該語で、「斂咲トシタエメルモノカラ、ホ、エメル」の両訓があり、左訓に「トホ、エメル」と仮名書きするのを、そのまま全部を記したにすぎない。訓点本から直接に採ったことを如実に示すものといえる。

ヲモシロシ 憐 () ()

音説は、例の私の記か。「不覚眼中憐」の原文末語には、「オモシロシ、アハレム」の左右両訓がある、その左訓。

ヲトロヘヌ 翦 弊 () ()

注記があつて、「言ニ家道貧ニ也」と見えるが、これも原注の一部分をそのまま転記する。この訓も助動詞までを示しているが、原文「家途翦弊」を、原訓に「翦弊トヲトロヘヌ」とあを訓読を、そのまま記してしまつた。

ヲモハシキ 可 愛 () ()

連体形のままで示すのも、辞書的ではない例であるが、この語訓については、書言字考も全く同じ形で出している。「可愛語中聲」で原訓は、「可愛ト」をうける文選読で「ウツクシケナル、メテタキ」の両訓を右に、「オモハシキ」の訓を左に、三訓も示している、その左訓を採つたもの。

マシロカン 引 () ()

「引眼」という簡短な注がある。原文「兒復何曾眼引」であるが、注文はない。「引」の右訓「ワカム」、左訓「マシロカン」と、援用例のとおりの両訓がある。

五

カタジケナク 慙 荷 (卷八中 言語)

原文「慙荷不勝」。当該語には両訓があり、右訓の「カタシケンク」が採られている。左訓によれば、「カタシケンケナルニ勝へ不」となる。

なお、言語部に語例が集中するとききに述べたが、その部門でも、この「中」の部が、もつとも多い。

カッタカタ
一 辺 ()

「各著一辺箱」の原文、「二辺」にこの訓があり、「各カタツカ
タノ箱ニ著カン」と訓読せられる。

カナシ
蓮子 ()

「憐思也」の注がある。原文「蓮子実深」の原注「芙蓉子曰蓮
子、生潤底、憐思実深也」から抜き出したものである。音読は
「憐思」と同音なることを強調する傍記であろう。原訓「蓮子ノカ
ナシミ実ニ深シ」。

カタミ
記念 ()

「又信同」と注するが、原典には何らの注もない。「信」も「カ
タミ」と訓ずる同意のためか。書言字考には、文集の語訓として、
ここに「信」に「カタミ」を認めている。原文は、「留与十娘以為
記念」の部分に該当する。

カタ、ガイテ
異 同 ()

原訓「異同トカタ、カイト便利ニ着ク」とあるべきところ、これ

合類節用集の「遊仙窟」訓

もその部分を付属語までをそのまま記載している。

ヨリツク
求 守 ()

「渠家太劇難求守」の当該語には、「ヨリツクコト、ヨリツカン
コト」の左右両訓があり、これは、その左訓による。

ヨシヤ
從 ()

さきにも引いた「從渠痛不肯」の原文の冒頭で、「ヨシヤ渠ハナ
ハタイナヒハツルモノナラハ」の通訓。

カタマツリモノ
供 給 ()

原訓、文選読で、「供給ノタテマツリモノ單疎トヲロソカナリ、
ヲロソカナラン」と両訓せられる文である。

ウツ、イマ
向 來 ()

原文「向來見柱心談説」。右記どおりの両訓が右訓に見え、さら
に左訓「ムカヒキタルコト」がある、「ト」でうける文選読。

ソホレタル
狂 風 ()

原訓「忽ニ狂風ノソホレタルニ遇フテ」の部分に、そのままよっ
ている。

ソハラヒハ
氣 調 ()

さきの項で、この原文をあげ、「ソハラヒ」の訓あることをもあ

げたが、原左訓「気調ノソヘラヒハ」とあるによる。

譏^{ソヘ}警^{コト} ()

「作譏警曰」、通訓のまま。別に、「十娘譏警トソヘコトス」とも活用させる例も見える。

ヤスライテ
ソラシラスシテ
方 便 ()

これも、文選読の訓読を傍記の形のままです示した例。「方便待集招」の原文、当該語には三例があって、右訓「ツキ〜シフシテ」に対し、左訓「ヤスライテ、ソラシラスシテ」の両訓があり、それをここにそのまま併記した。

横^{ソヒ} 陳^{ブシ} ()

ていねいに注記して「在^ニ遊仙窟^ユ副臥也」とする。原注には「横陳者、在身傍^{ハハ}横臥也」と見える。原訓「含^{ケン}呑^ントムツマシク横陳トソヒフシ、カトモ」

細^{ツラ} ()

連記している例。前者は、原文「新婦細見人多矣」で、「ツラ〜」は右訓に、「ツク〜」が左訓に見える。後者は、原文「傍人〜丹羅襪」で、三訓があり、「トリ〜ニ、ツラ〜ニ」の両訓が右に、「ヒトツラ〜ニ」の訓が左にある。

カキナラス
ツミナラス
弄 ()

「時時弄小絃」。「弄」には「カキナラス、ツミナラス」の左右両訓があり、通訓。

ミツラ
ツキ
三々 ()

「侍婢三三緑線鞋」。「ツキ〜ニ」が右訓、「ミツラ〜ニ」が左訓となっている。

ツキ
方 便 ()

他に二訓あることは、さきに記した。その右訓を示したが、別に「方便惱他来」の原訓に、「ツキ〜シフ」の訓読がある。

ツネナラマン
尋 常 ()

原文「他自尋常」で、「尋常トツネナラマシ」の左訓がこれにあたり、同じく「ヨソツネナラマシ」が右訓にある。いずれにしても、語訓だけに終わっていないのに興味がある。

ツハエンテ
斂 笑 ()

「斂笑正金釵」で、両訓あるが、「斂笑トツハエンテ」の左訓そのままである。

ネツク
宿 ()

原文「共娘子賭宿、十娘問曰若為賭宿」の両語ともに「宿」を「ネツク」と訓ずる。

ナツ
カシ
娘 婢 ()

原訓「見ル許ニ実ニ娼婦トナツカシ」と見える。

平生ナラザリ（ ）

これも、原訓「平生トナヲサリニ未タツカフマツラ展ツカヘス」とある文選読。

婀娜ナメイテ（ ）

「婀娜トナメイテ徐ニ行ク」という文選読が原訓で、そのまま採っている。

撩撥ナフリヨサメ（ ）

「渠未相撩撥」の原文、「撩撥トナフリヨサメ」の訓読のとおり。

辛苦オヤマシク 不平オヤマス 負持同（ ）

三語連記の例。順に、「辛苦漫追尋」では「辛苦トナヤマシク、ネンコロニ」の両訓があり、「愁来益不平」では「不平トナヤマス」と訓じ、「何須負持百年身」では「負持トナヤマス、ナヤマスヘキ」の両訓を記している。

輕盈オゴ 透迤オホ（ ）

中に一語を挿んで、連記する。前者は「何ノ処カ輕盈トナオホヤカナラ不ラン」の原訓がこれにあたり、後者は、「玉體透迤」に「透迤トナオホヤカニ、タヲヤカニテ」の左右の両訓がある。「透迤」をこう訓ずるのは、ここには限らない。

風流ナサケアラシ 薄媚オホキ（ ）

合類節用集の「遊仙窟」訓

前者は、原訓「脚ヲ捺ム更ニ風流トナサケアラシ」の訓読そのままであり、後者も、原文「薄媚狂舞三更唱曉」を、「ナサケナキウカレトリノ」で始まる訓読の形のままである。

合番ムツマシク 入深ムツマシ（ ）

前者は、原訓は「横陳」の条で示したとおり、後者は、「向來漸イマン漸ニ入深トムツマシ也」と訓ずるところ。

風聲ウカレゴヘ（ ）

原文「風聲徹他耳」、「ウカレコエノ耳ヒトニ徹カヨフラメ」との訓読語。

姿則ウツクシゲナル（ ）

「自隠多姿則」の末語に、「姿則トウツクシケナル」と訓ずる。

端坐ウツイテ（ ）

このままの訓は、見あたらない。「端坐刺心驚」の訓には「端坐トウツキニテ」とあり、「端坐横琴」には「端坐トウツキニシテ」とある。仮名づかいの違いは別として誤刻か。

形跡ウツム（ ）

「幸願張郎莫為形跡」で、「ウツムコトヲ為スコト莫レ」と訓読する。

未必ウタカク 必ヒツ（ ）

「未必」の語は二例あるが、いずれも「ウタカタモ」と訓じ、語法は文末否定に終わる。

ウラ／＼シ ウグツイテ
虚 驛 通ハヤキ
チニセン

これも、三語連記の例である。「良由得伴乍心虚」は、「心ウラ／＼シ」の原訓どおり。「馳驟下寮不違寧処」の文頭は、「ハセウクツイテ」の原訓どおり助詞までを示す。「嗟運命之通遭」は「チユンテントウチハヤキコトヨ」で、文選読の音読部が異なる。

クチスラ
口子 ()

原文にこの語例はいくつかあるが、付訓のあるはいずれも訓読で「クチスラ(口ト)」となっている。

ヤスラフ
進退 ()

原文「何須進退」で、「進退トヤスラフ」と文選読する。

マダアケサル
三更 ()

「夜三更」の注がある。「三更唱曉」を、「マダアケサルニ曉ヲ唱フ」と訓読する。連体形のままでも示すのも、原訓に忠実というべきか。

マフデクルコト マフデキテ マフデコソ
及 來 向 ()

また三語連記で、「マフデ來」をいろいろに訓読する例。「人跡罕及」の原訓「マフテクルコトマレニシテ」の体言訓までを採っている。「故來伺候」も原訓「コトサラニマフテキテ」の語訓をその

ままた、さらに、「夢裏向渠辺」の「向」字は、「ムカハン、マフテコム」と左右両訓に分かれ、これもその形のとりの語訓としてあげている。

マナコフキ
眼子 ()

「眼子肝膽」。文選読「眼子ノマナコ、マナコツキ」の左右両訓がある。

マシマセ
安置 ()

命令形のままで記しているなど、傍訓転記のよい例。「共娘子安置」の原訓「娘子ト共ニ安置トマシマセ、マシマサム」の左右両訓の、左訓の語形をそのまま示している。書言字考では、「マシマス」の語形で示す。

マメヤカ
正首 真成 ()

「向來正首病発耶」の原文、「正首」は「マメヤカニ」と訓読。

「真成」には「同上注云不謾語也」とあるのは、原文「真成欲逼人」の原注「真成不謾語也」を転記する。「真成」も「マメヤカニ」と訓読する。

マメダチ
斂色 ()

同語例はさきあげたが、異訓。原訓「十娘斂色トマメダチテ」とあるところ。「正其顔色ニ有噴容也」と下記するのも、原注の転記である。

コト 平(生) ()

諸本によるまでもなく「トコトハニ」の脱刻であろうが、慶安(無刊記)本がすでにそうなっているのを、そのままにあげた。意味を解しないで復刻したものか。原文「平生好須髻」と訓読している。元禄刊本では「トコトハニ」と補刻してある。

コトタアナタ 両(辺) ()

「蠟燭両辺明」の原文における「コナタアナタニ」の訓。同語を「コナタカナタニ」と訓じているところもある。

コバダガカ 大(語) ()

原訓「五嫂大語トコハタカニシ臆リテ曰」とある。漢音読をくわえている。

コ、ロツキ 関(情) ()

原文「眼細強関情」とある語の、訓読そのままを。

コトイシ 不(平) ()

「頭低則不平」の語を、「不平トコト〜シ」と文選読する例である。

六

アナニク 可(憎) 何(曲) (卷八下 言語)

合類節用集の「遊仙窟」訓

連記の前者は、「誰知可憎病鶻」で「アナニクノ」という訓読。後者の「曲」は、明らかに「由」の誤りで、「何由可耐」を「アナニクアナメ」と訓読する。

アヤシキトコロ 天 ()

両訓を示すが、「人更別求天」の「天」の右訓に「アタシトコロニ」、左訓に「アヤシキトコロヲ」とあるによる。

アデキナシ 無(情) ()

「蜂子太無情」の条、返点によって「情ケ無シ」とも訓じ、右のように熟語としての「アチキナシ」の左訓も存する。

アハレナル 可(念) ()

原文「可念無比方」、これを「可念トアハレナルコト」と文選読しているによる。

アナメ 可(耐) ()

さきの「アナニク」の条に、この原文をあげ、右の訓あることを記した。

ントハヲモハザリキ 相(着) ()

これも、中途半端な付訓であるが、上に「アハ」の表記が脱していることは、原文「未必相着死」を「ウタカタモ死ニアハントハヲモハザリキ」と訓読していることに明らかである。前にも文選読の

「ト」からの訓のままを示した例はあったが、これもそれに通ずる表記のしかたである。

頓アサフルアンヲ 足シ () //

これはまた珍しく、返点までを示した語句のままの標出で、原文「擧手頓足」の訓読で、「頓アサフル足シ」とあるところ、「アシ」の訓までをつけた。

論アケツラフ () //

この語訓の例は一つにとどまらないが、たとえば、「復何可論」の如き、「復タ何ソアケツラフ可キ」と訓するなど。

甘アマナヒナン 心シ () //

これも、原文「寸斬亦甘心」での語訓そのままである。

肝サハ 曠ヤカ 正サハラカニ () //

連記の前者には、「眼精廻転清明白」と注記があるが、原注をそのまま転記したものの。「眼子肝曠」の原訓「肝曠トサハヤカニテ」を採る。後者は、「兒今正意齋」で、右記とおりの語訓を示す。

顛サカダハフル 沛サカ、リ () //

両訓を示すが、原文「恐為顛沛」の条。文選読で「顛沛トサカタハフレ、サカ、リ」の左右両訓を記す。

寥サヤ 亮カニ 細サ 細ヤカ 許シ () //

中に二語をおいて連記する。「管絃寥亮」に「寥亮トサヤカニテ」と文選読し、「腰支細細許」には原訓「腰支ノコシハセ細細許トサ、ヤカナル、サ、ヤカニナマメキ」と文選読の両訓がある。

加トリクハヘゴト 諸サシマゼゴト () //

両訓どおり、「妄事加諸」の当該語に「トリクハヘゴトヲ、サシマセゴトヲ」と左右に訓読する。

更サヨフケテ 深シ () //

「于時夜久更深」で、右記のと通りの訓読を示す。

潔モノイミスル 齋キヨマハル () //

原文「潔齋三日」を、文選読の左右訓で、「潔齋トモノイミスルコト、キヨマハルコト三日」と見える。

異メウラカニ 種シ () //

「斜眉盜盼異種媚姑」で、「異種トメツラカニ」と訓ずる。

婉シツクロイシ 轉ミツクロイ 法シ 用シ () //

連記の例。「欲似蟠龍婉轉」で、「婉轉トミツクロイシ」の訓読がそのまま採られ、「人前法用多」でも、「法用トミツクロイ多シ」が右にあたる。

斜ミカナムク 眼シ () //

「張郎不須斜眼」で、「斜眼トミカナムルコトヲ」と訓じ、そうすれば、右記の訓と活用に小異を生ずる。「ミカナムル」の誤りではないか。

窓 偷眼 (シノビヤカ シンビメ) ()

中に一語をおいての連記。「肯交遊窓」の語で、「ムツマシクセン、シノヒヤカナラン、シタシム」の三訓を併記している、その一つ。「時復偷眼看十娘」で、右記とおりの訓読を示し、「シノヒメ二十娘ヲ看ル」とある。

泣涙 (シラタレテ キウ ルイ) ()

「泣涙相看」を、原訓「泣涙トシホタレテ相看ル」とするが、例のことながら、「テ」までを標出している。

都廬 (シカシナガラ) ()

「寛而都廬失」で、「フタツツ寛メハシカシナカラ失セン」と訓読し、右記とおりの語訓を示す。

逶迤 (タラ ヤカ シタ ラカ) ()

さきに「ナヨヤカ」の条で、「逶迤」に「タラヤカニテ」の訓もあることは例示したが、ここに両訓ある語例は、「遂即逶迤而起」の原文で、「逶迤トタラヤカニシテ」の右訓と、同じく「逶迤トシタラカニシテ」の左訓とを記す。

端 仰 (ヒタヨモムキテ) ()

合類節用集の「遊仙窟」訓

「余乃端仰一心」で、この訓のとおりが右記せられ、さらに「ツ、シミアヲキ」が左記にある。ともに「ト」をうける文選読の訓読である。

紛披 (ヒラメイテ) ()

下記に「袖紛披」の注がある。原訓「錦ノ袖紛披トヒラメイテ」をそのまま採る。

鏡臺 (ヒトナフリ) ()

「五嫂為人鏡劇」とあり、文選読で「鏡劇トヒトナフリ、タハフル」の左右訓がある。古点本には「ヒトナフリなり」と訓ずるものがある。

蕪茸 (モクサカリ ヲウキツ) ()

注して「林樹盛貞」とあるは、「婀娜蕪茸」の原注を転記したものである。これも、文選読で「蕪茸トサカリニシテ、モクサカリ」の左右訓があり、その右訓を採った。

小々 (セバクシ) ()

原訓「房ノ中小小トセハクシ」による。

不覺漫行 (スマヤロ スマヤロアリキ) ()

二語連記の例。「不覺トス、ロニ、ヲロソカニ(シテ)」と両訓ある語例は、「不覺眼中憐」「不覺転眼」などの原文に見える。「十

娘何處漫行去來」で、当該語を「ス、ロアリキシテ」と訓読している。

合類節用集の「遊仙窟」の語訓は、その刊本から摘記したものの前提を考えながら、概観してきたが、結果としてほぼそれを確認し得ても、なお諸本を含めて、疑問の残るものもあることも否定できないが。

上昭和五五・一〇・九稿一